

第20回

製品安全対策優良企業表彰(PSアワード)

企業や団体の製品安全への優れた取組を募集し、表彰しています。
あなたの会社の製品安全対策をご紹介ください。



お客様を守る、そのひたむきな取組に輝きを

募集期間 令和8年4月13日(月)～6月26日(金)



制度の概要と応募方法等について



1. 表彰事業の概要

製品安全対策優良企業表彰とは

経済産業省が、企業や団体の、製品安全への優れた取組を募集し、表彰する制度です。

審査のポイント（何を審査するか？）

製品安全を確保するための体制を審査するとともに、特に優れた取組に重点を置いて審査します。

- 社内のルールや仕組みの元で、実際に行われている取組を重要視します。
- 製品自体の安全性を評価するものではありません。

審査における考え方


- 人が作る以上、事故はゼロにならない
（人は必ずミスをする）
- 事故が起きた後に、消費者の立場に立って、
真摯にスピーディーに対応することが大切

過去の製品事故やリコールなどの有無は問いません。
事故やトラブルの経験を糧に、どのように取組を改善したか、
どのように体制を整備しているかなどを確認します。

2. 審査の概要

① 賞の構成、審査の流れ

賞の構成

部門		表彰		募集対象		
製造事業者・ 輸入事業者 部門	大企業	経済産業大臣賞 技術総括・保安審議官賞 優良賞（審査委員会賞） ※3	1社以内 2社以内 5社以内	「消費生活用製品※1」の 製造事業 または 輸入事業を行う者 [a]		
	中小企業					
小売販売事業 者 部門	大企業			特別賞（審査委員会賞） ※3	5社以内	「消費生活用製品※」の 小売販売事業を行う者[b]
	中小企業					
特別賞	企業総合部門	特別賞（審査委員会賞）	5社以内			[a][b]以外の「消費生活用製品※1」に 関連した事業を行っている団体
	団体部門					[a][b]以外の「消費生活用製品※1」に 関連した事業を行っている企業 （「ネットモール運営事業者※2」を除く）
	ネットモール運営 事業者部門			「ネットモール運営事業者※2」		
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 令和7年度新設  </div>		製品部門	特別賞（審査委員会賞）	制限なし	誤使用・不注意による事故リスクを 低減した消費生活用製品	

※1 「消費生活用製品」とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品をいいます（消費生活用製品安全法第2条）。

※2 「ネットモール運営事業者」とは、インターネット上で製品の売買を行うオンライン・ショッピング、インターネット・オークション、オンラインフリーマーケットを運営する事業者をいいます。

※3 経済産業大臣賞および技術総括・保安審議官賞の受賞企業は、受賞の翌年度および翌々年度に開催される「製品安全対策優良企業表彰」には応募できません。

審査の流れ (予定)

募集期間 4月13日(月)～6月26日(金)

一次審査 (書類審査) …………… 6月下旬～7月中旬



書類審査を行い、二次審査進出企業を選出します。

二次審査 (プレゼンテーション審査、現地調査等) 8月中旬～10月中旬



二次審査進出企業によるプレゼンテーション審査を行います (詳細次ページ)。
なお、必要に応じて追加のヒアリングや現地調査を実施する場合があります。

受賞企業の公表 …………… 11月中旬



受賞企業および公表内容については、経済産業省のホームページ等で発表します。

表彰式 …………… 11月～12月

※ 受賞に至らなかった場合も含め、すべての応募企業に対して、
審査委員からのアドバイスをお送りします。

二次審査の詳細 (予定)

一次審査 (書類審査) 6月下旬～7月中旬



二次審査 (プレゼンテーション審査、現地調査等) .. 8月中旬～10月中旬

プレゼンテーション審査	8月17日(月) ～ 8月28日(金)	二次審査進出企業に対し、対面またはオンラインでプレゼンテーション審査を行います。
現地調査	9月28日(月) ～ 10月16日(金)	プレゼンテーション審査後、必要に応じて現地調査を実施します。

※ 応募企業は二次審査期間のスケジュール確保をお願いいたします。

※ 一次審査後、ただちに二次審査が行われますので、予めプレゼンテーションおよび現地調査のご準備をお願いいたします。

2. 審査の概要

② 審査基準等

審査基準：一次審査、二次審査の評価方法

1. **4つの視点**（特別賞は**2つの視点**）に関する取組が**総合的に優れている企業・団体**
2. **4つの視点**（特別賞は**2つの視点**）いずれかにおいて**卓越した取組**を行っている**企業・団体**

取組の先進性、積極性、意欲性等の観点で優れた企業・団体を選出します。

審査基準

< 4つの視点 >

製造事業者・輸入事業者部門
小売販売事業者部門

視点1

安全な製品を
製造・輸入（仕入・販売）
するための取組

視点2

製品を安全に
使用してもらうための取組

視点3

出荷後に安全上の問題が
判明した際の取組

視点4

製品安全
文化構築への取組

※ 令和5年(2023年)4月1日から審査時点までの約3年間の製品安全に対する取組を
評価対象期間とします。

審査基準

＜2つの視点＞

特別賞

視点1

製品の**安全**を
確保・支援するための取組

視点2

製品安全文化構築への取組

※ 令和5年(2023年) 4月1日から審査時点までの約3年間の製品安全に対する取組を
評価対象期間とします。

受賞企業の評価ポイント (製造・輸入事業者)

視点1

安全な製品を
製造・輸入 (仕入・販売)
するための取組

他社に先駆けた安全基準の策定と業界基準への昇華

- 海外拠点 監査員の育成
- 業界全体を巻き込んだ再発防止
- IoT製品の安全確保
- リスクアセスメント手法開発と運用
- 新技術採用による安全性向上
- 最悪事態を想定した試験実施
- 社会的責任を踏まえた製品開発
- 資材調達における安全管理徹底
- 厳格な異物除去・混入防止
- 原因究明のための解析技術
- 異業種の事故対応を踏まえた取組
- ヒューマンエラー発生防止の取組

視点2

製品を安全に
使用してもらうための取組

漫画を活用した事故やヒヤリハットの注意喚起

- 顧客情報のデータベースによる一元管理
- Q&Aによる誤使用防止の情報提供
- 遠隔診断保守による製品監視
- モニタリングによるリスク検証
- 顧客とのコミュニケーション確保
- 安全確保に向けた施工業者との連携
- 修理受付時における誤使用事故防止の取組
- IoT・ビックデータを活用した使用者情報の収集分析
- 利用者行動分析でニーズ把握
- 動画による正しい使い方の発信
- リモート制御による事故防止

視点3

出荷後に安全上の問題が判明した際の取組

- 原因究明と再発防止の徹底
- IoT技術によるデータ収集
- 迅速な社内情報共有
- カスタマーセンターの設置
- 部品レベルでのトレーサビリティ
- サプライチェーン全体の協力体制
- アンケートはがきによる不具合情報の収集
- セカンドユーザー登録

視点4

製品安全文化構築への取組

- グループ社員向け安全教育
- サプライヤー表彰制度
- 業界全体での安全性向上
- 製品安全情報の社内共有推進
- 地域と協力した啓発活動
- 他業種との製品安全文化醸成
- オンライン教育の充実化
- 過去の教訓の伝承
- 経営トップ主導の安全意識の浸透
- 社外との連携強化
- 小中学校における啓発活動

昨年度追加事項

受賞企業の評価ポイント (小売販売事業者)



昨年度追加事項

応募上の留意点

- 応募に際しては、製品事故を防止し、製品の安全性を確保することにつながる具体的な取組をアピールしてください。
 - ・ 本表彰制度は「製品安全」の取組を評価するものであり、労働安全やSDGsなどに関する取組は直接の評価対象となりません。
 - ・ 製品安全の実現と品質要求を満たすことは必ずしも同義ではありません。あくまで製品安全の観点から取組内容を整理してください。
 - ・ どのように「優れた」取組であるのか、具体的な内容をアピールしてください。（例．自社の取組の独自性、業界標準と比較した卓越性など）

今年度の応募者へのメッセージ

- 次のような取組を特に加点評価しますのでぜひアピールしてください。
 - ・ 誤使用による製品事故の未然防止に向けた取組
 - ・ 製品安全実現に向けたサプライチェーン全体の管理
 - ・ 高齢者、子どもの製品事故の未然防止に向けた取組
 - ・ 情報技術等の新技術を活かした製品安全の実現、それらの新技術がもたらす課題への対応
- ステークホルダーに対する製品安全に関する情報発信についてアピールしてください。
 - 例：ウェブサイトや統合報告書などを通じ、製品安全の概念・製品安全の取組を継続することによる効果などのステークホルダーに対する積極的な情報発信

2. 審査の概要

③ 一次審査について

一次審査（書面審査）

- 「応募資料記載要領」を参考に、「応募者概要シート【共通】」、「応募シート（部門別）」の2種類の資料を作成してください。
- 「応募シート（部門別）」に示した**視点1～視点4**それぞれに関する取組について、**できる限り具体的**にご記載ください。
- アピールしたい取組について**補足する資料を任意で提出可能です**。
（二次審査で使用することを想定したプレゼンテーション資料等を提出されても結構です。）
- 作成した電子ファイルを以下のメールアドレスに送付してください。

psa@ms-ad-hd.com

メール1通あたり20MBを超えるファイルは添付いただけません。

複数のメールに分割するか、送付方法について事務局にご相談ください。

<注意点>

社外秘及び個人情報の取扱いに注意を要する補足資料には、当該資料にはっきりと明示してください。

2. 審査の概要

④ 二次審査について

二次審査：プレゼンテーション審査

- 二次審査進出企業によるプレゼンテーション審査を行います。特にアピールしたい取組、活動、仕組み、工夫点などについて、具体的な内容を交えてご発表ください。
- プレゼンテーション審査の時間：説明20分、質疑応答30分
- プレゼンテーション審査の内容は、審査基準の**4つの視点**（特別賞は**2つの視点**）に沿って構成してください。

＜プレゼンテーションの実施方法等＞

- 対面ではなく、Microsoft Teamsによるリモート形式で実施予定です。
- 操作に不安がある場合、事前に接続テストを実施いたします。

プレゼンテーション審査後について

- 一次審査の「応募シート」の記述内容

- プレゼンテーション審査の内容

について、原則として**現地調査**や**追加のヒアリング**を実施します。

<現地調査の実施方法等>

- 調査先は応募企業・団体にてご指定ください。
（製造事業者の場合、工場等）
- 審査委員、経済産業省、事務局など数名がうかがいます。
- 通常、全体3時間程度で実施しております。

3. 応募・受賞のメリット等

審査を受けた企業・団体の声

- 自社の製品安全の弱みも明確に知れてよかったです。
- 会社として製品安全の取組の意思統一を図り、一体感をもって進めるためのきっかけになると思います。
- 自社の安全に対する取組について見直さなければならない項目について気が付かせていただいた。
- 各視点で更に醸成させるべき内容が明確になりました。現在行っている改善を進める方向を調整する羅針盤になりました。
- 社内では思いつかない内容も客観的にアドバイスをいただきました。

受賞企業の声

- 社員の製品安全に対する意識が高まった。
- メンバーたちの士気向上となった。
- 社内の各部門における取り組みを知ることができ、お互いの理解を深めることができました。
- 受賞をきっかけにPSアワードにエントリーしていた取引先企業との情報交換があった。
- 弊社の安全に対する姿勢を対外的にアピールできた。
- 取引先に会社を紹介する際に、信頼性を上げることができました。

製品安全対策優良企業ロゴマーク

- 「製品安全対策優良企業表彰」を受賞した企業・団体のみ使用可能。
- A. 図柄、B. 決定した年度(西暦)、C. 製品安全対策優良企業の文字、を示して使用。
- 製品本体への表示は不可。製品パッケージ等（梱包箱、包装紙、タグ等）への表示は可。
（詳しくは製品安全対策優良企業表彰ロゴマークガイドラインを参照）



ロゴマーク使用例

- ショールーム受付に掲示
- 商談会ブースでの紹介
- 店頭でのポスター掲示
- 懸垂幕での紹介
- Webでの紹介
- 名刺

※ ロゴマーク使用例の見本は、「ロゴマークガイドライン」11頁を参照

https://www.meti.go.jp/product_safety/ps-award/2-entry/pdf/r1psa_logo.pdf

製品安全コミュニティ

- 「製品安全対策優良企業表彰」を受賞した企業・団体は、「製品安全コミュニティ」のメンバーとして参加可能。
 - 「製品安全コミュニティ」は、業種・業態、企業規模の垣根を越えた、製品安全に関する課題の解決に向けた意見交換や情報交流などを行う場。
 - 全体会合が年に1回開催され、受賞企業、製品安全専門家、NITE、経産省等が参加して、意見交換等が行われる。
 - 受賞企業間の自主的な交流も行われており、製品安全対策に関する情報交換や、製品企画での協力等、様々な協力関係が生まれている。
- ※ 実施報告は、公式HP「イベント（説明会等）」を参照。
https://www.meti.go.jp/product_safety/ps-award/3-consumer/r6_community.html

<参考> 審査委員

有識者、消費者団体代表等で構成する審査委員会において審査します。

【委員長】

釘宮 悦子 消費生活アドバイザー

【委員】

梶屋 俊幸 一般社団法人セーフティグローバル推進機構 理事
川崎 裕之 (独) 製品評価技術基盤機構 製品安全センター 所長
北原 一 元 製品安全対策ゴールド企業 品質管理部総括マネジャー
敷田 寛明 (株) 日刊工業新聞社 編集局 局次長 兼 経済部長
所 真里子 保育の安全研究・教育センター 副代表
夏目 智子 特定非営利活動法人ふぁみりあネット 理事長
西田 佳史 東京科学大学 工学院 教授
兼 (国研) 産業技術総合研究所 人工知能研究センター 招聘研究員
古川 明男 元 国際標準規格(IEC) WG 座長
三上 喜貴 開志専門職大学 副学長
吉田 勝 (株) 日経BP 日経ものづくり 編集長
鷺田 祐一 一橋大学大学院 経営管理研究科 教授

4. 個別相談会のご案内

個別相談会のご案内

- ウェブ会議システムを用いたオンラインまたは電話での個別相談会を開催予定です（4月13日～通年）。
- 応募にあたって気になる点や、書類作成上のお悩み、アピールすべきポイントなどお気軽にご相談ください。
- 申込はメールにて受け付けます。
- 回数に制限はありません。何度でもご相談ください。

<個別相談会の申込窓口>

メールアドレス：psa@ms-ad-hd.com

※ 事前予約制・先着順受付・参加無料

※ 1回最大30分

※ 件名を「個別相談会申込」とし、本文に以下をご記入ください。

- ①会社名、②住所、③電話番号、④参加者の氏名（複数可）、
- ⑤参加者のメールアドレス、⑥ご希望の日時（第3希望まで）

皆様のご応募お待ちしております！

**その他、不明点なども
どうぞお気軽にお寄せください**

問い合わせ先

製品安全対策優良企業表彰（PSアワード）事務局
MS&ADインターリスク総研（株） リスクマネジメント第三部
危機管理・コンプライアンスグループ

担当：戸田、熱田
メールアドレス：psa@ms-ad-hd.com
電話：03-5296-8912